

## 北九州都市計画地区計画の変更（北九州市決定）

都市計画空港北町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	空港北町地区地区計画	
位 置	北九州市小倉南区空港北町 2 番地内	
面 積	約 4 . 0 h a	
区 域 の 整 及 備 保 全 の 発 方 針	地区計画の 目 標	<p>当地区は、周防灘沖合 3 km に建設中の新北九州空港用地を含む長さ 4,100 m、幅 900m、総面積 373ha の人工島のほぼ中央部分に位置している。</p> <p>また、当地区は 2 4 時間空港である新北九州空港島内における駐機場の隣接地区であり、本市重点施策の「交流・物流拠点都市」づくりの上からも必要な事業用地である。</p> <p>このような背景のもとに当地区では、北九州圏域 2 0 0 万人の航空需要に対応した拠点空港にふさわしい航空関連企業及び空港の利便性を高める空港関連サービス企業の誘致を図るために、新北九州空港関連用地の整備が進められてきた。</p> <p>地区計画は、北部九州の玄関口としてふさわしいもてなしの景観づくりを図り、周防灘への眺望や対岸の山なみなど海・山・空への広がりを感じる開放感のある空間形成を進め、事業効果の維持及び向上を目指すため、適正な規制及び誘導を行い、良好な事業環境及び景観の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の 方 針	<p>地区を区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>航空関連施設集積地区                   ： 駐機場や誘導路に隣接した立地条件を生かし、航空関連会社等の航空関連施設に特化した土地利用を図る。</p> <p>空港関連サービス業集積地区       ： 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港関連サービス業の集積を図る地区としての土地利用を図る。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のように建築物等の規制及び誘導を図る。</p> <p>航空関連施設集積地区                   ： 航空関連施設やその付属建物等の立地を誘導し、景観及び環境の形成を図るため、そぐわない建築物の用途の規制、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>空港関連サービス業集積地区       ： 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港関連サービス業の集積を図るため、そぐわない建築物の用途の規制、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p>

地区整備計画	地区の名称	航空関連施設集積地区	空港関連サービス業集積地区
	地区の面積	約 0.9 ha	約 3.1 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅（長屋を除く）</li> <li>2 危険物の貯蔵又は処理に供し、建築基準法別表第 2（り）項第四号及び（ぬ）項第二号に掲げるもの</li> <li>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの</li> </ol>	
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡。ただし、公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の外壁及び屋根の色彩については、原則、次に掲げるモノトーン系を主体としたものとする。 また、アクセントカラーの使用についても、同様とし、コーポレートカラー等やむを得ず、その他の色彩を使用する場合は、外壁面積の 10% 以下等、必要最小限に止めるものとする。 (1) R、YR、Y 系色相で明度 5 以上、かつ、彩度 3 以下の色彩。 ただし、R 系色相の明度 9 以上の色彩については、彩度 1 以下とする。 (2) GY 系色相で明度 5 以上、かつ、彩度 1 以下の色彩。 (3) 無彩色</li> <li>2 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものとし、周辺的美観を損なわないものとする。</li> <li>3 外壁及び屋上に付帯する給水施設、電源施設、機械施設、大型室外機等の施設本体は、原則、露出しないものとし、やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置や建築物と一体となったデザインを施す等、景観に配慮したものとする。</li> <li>4 建築物の形態については、周囲の建築物との調和に配慮するものとする。</li> <li>5 建築等を行う場合には、上記の各号に加え、建築物等の形態・意匠及び色彩計画に関し、都市景観の専門家の意見を聴くなど、地区にふさわしい景観の創出に努めるものとする。</li> </ol>	
垣又はさくの構造の制	道路に面する側には、生垣又は芝、低木等の植栽を設けるなど、緑化に努めるものとする。		

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

平成 20 年 7 月に景観法に基づく「北九州景観計画」が策定され、平成 21 年 4 月に「北九州市都市景観条例」が改正された。これに伴い、当地区及び北九州臨空産業団地周辺は、「北九州空港周辺景観形成誘導地域」に定められ、「良好な景観の形成に関する方針」及び「景観形成基準」により、本市の新しい玄関口にふさわしい景観づくりが進められている。

このようなことから、当地区の地区整備計画と北九州空港周辺景観形成誘導地域の景観形成基準との調和を図り、当地区を本市の新しい玄関口の顔として「もてなしの景観づくり」をより推進するため、地区計画の変更を行うもの。

# 北九州都市計画地区計画の変更（北九州市決定）

変更箇所表

都市計画空港北町地区地区計画を次のように変更する。

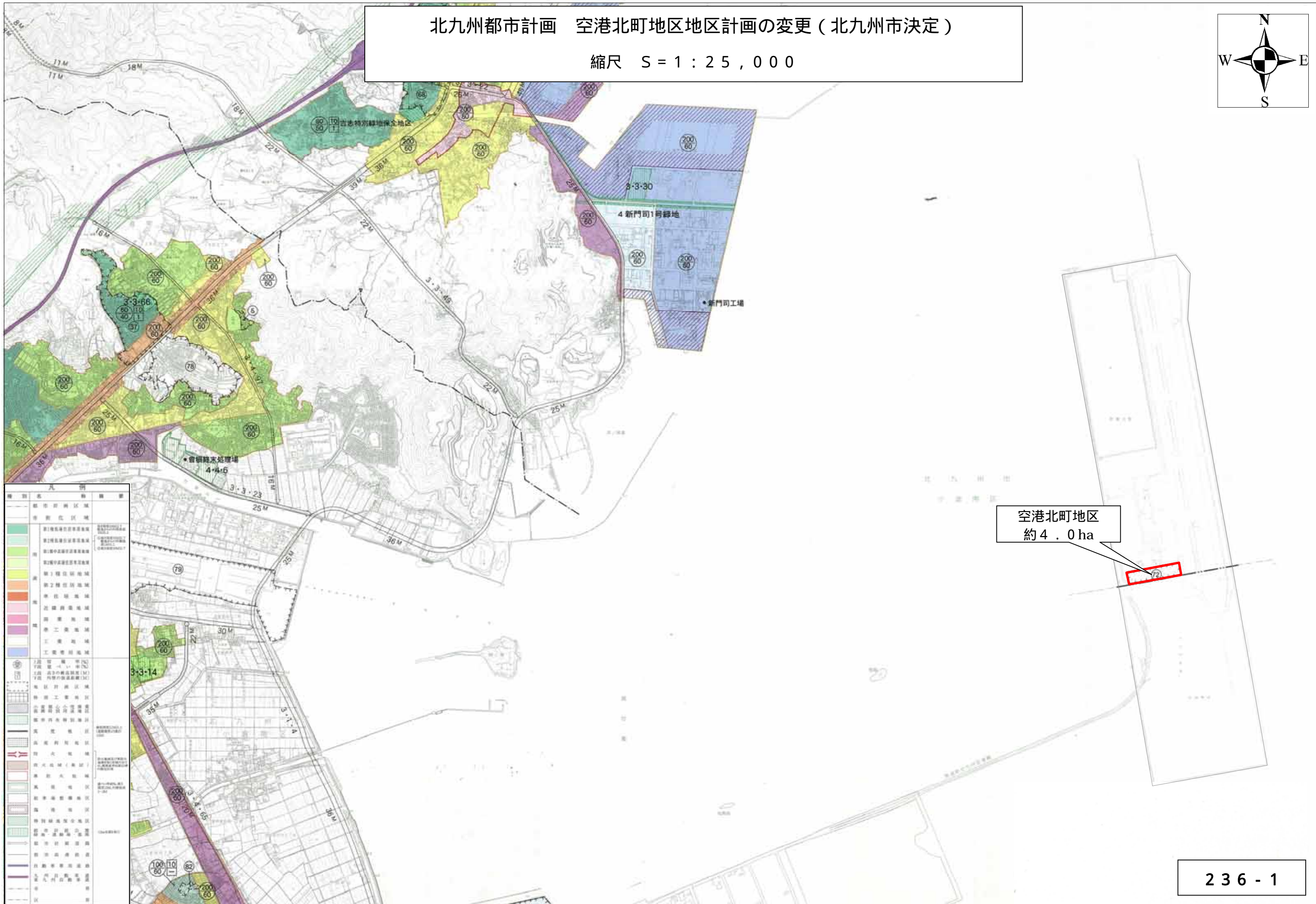
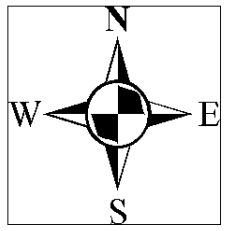
名 称	空港北町地区地区計画	
位 置	北九州市小倉南区空港北町 2 番地内	
面 積	約 4 . 0 h a	
区 域 の 及 び 整 備 ・ 全 開 の 発 方 針	地区計画の 目 標	<p>当地区は、周防灘沖合 3 km に建設中の新北九州空港用地を含む長さ 4,100m、幅 900m、総面積 373ha の人工島のほぼ中央部分に位置している。</p> <p>また、当地区は 2 4 時間空港である新北九州空港島内における駐機場の隣接地区であり、本市重点施策の「交流・物流拠点都市」づくりの上からも必要な事業用地である。</p> <p>このような背景のもとに当地区では、北九州圏域 2 0 0 万人の航空需要に対応した拠点空港にふさわしい航空関連企業及び空港の利便性を高める空港関連サービス企業の誘致を図るために、新北九州空港関連用地の整備が進められてきた。</p> <p>地区計画は、北部九州の玄関口としてふさわしいもてなしの景観づくりを図り、周防灘への眺望や対岸の山なみなど海・山・空への広がりを感じる開放感のある空間形成を進め、事業効果の維持及び向上を目指すため、適正な規制及び誘導を行い、良好な事業環境及び景観の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の 方 針	<p>地区を区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>航空関連施設集積地区 : 駐機場や誘導路に隣接した立地条件を生かし、航空関連会社等の航空関連施設に特化した土地利用を図る。</p> <p>空港関連サービス業集積地区 : 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港関連サービス業の集積を図る地区としての土地利用を図る。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のように建築物等の規制及び誘導を図る。</p> <p>航空関連施設集積地区 : 航空関連施設やその付属建物等の立地を誘導し、景観及び環境の形成を図るため、そぐわない建築物の用途の規制、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>空港関連サービス業集積地区 : 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港関連サービス業の集積を図るため、そぐわない建築物の用途の規制、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p>

地区整備計画	地区の名称	航空関連施設集積地区	空港関連サービス業集積地区
	地区の面積	約 0.9 ha	約 3.1 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅（長屋を除く）</li> <li>2 危険物の貯蔵又は処理に供し、建築基準法別表第 2（リ）項第四号及び（ぬ）項第二号に掲げるもの</li> <li>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの</li> </ol>	
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡。ただし、公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の外壁及び屋根の色彩については、原則、次に掲げるモノトーン系を主体としたものとする。 また、アクセントカラーの使用についても、同様とし、コーポレートカラー等やむを得ず、その他の色彩を使用する場合は、外壁面積の 10% 以下等、必要最小限に止めるものとする。 (1) R、Y R、Y 系色相で明度 5 以上、かつ、彩度 3 以下の色彩。 ただし、R 系色相の明度 9 以上の色彩については、彩度 1 以下とする。 (2) G Y 系色相で明度 5 以上、かつ、彩度 1 以下の色彩。 (3) 無彩色で明度 6 以上の色彩。</li> <li>2 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものとし、周辺的美観を損なわないものとする。</li> <li>3 外壁及び屋上に付帯する給水施設、電源施設、機械施設、大型室外機等の施設本体は、原則、露出しないものとし、やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置や建築物と一体となったデザインを施す等、景観に配慮したものとする。</li> <li>4 建築物の形態については、周囲の建築物との調和に配慮するものとする。</li> <li>5 建築等を行う場合には、上記の各号に加え、建築物等の形態・意匠及び色彩計画に関し、都市景観の専門家の意見を聴くなど、地区にふさわしい景観の創出に努めるものとする。</li> </ol>	
垣又はさくの構造の制限	道路に面する側には、生垣又は芝、低木等の植栽を設けるなど、緑化に努めるものとする。		

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

北九州都市計画 空港北町地区地区計画の変更（北九州市決定）

縮尺 S = 1 : 25 , 0 0 0



空港北町地区  
約 4 . 0 ha

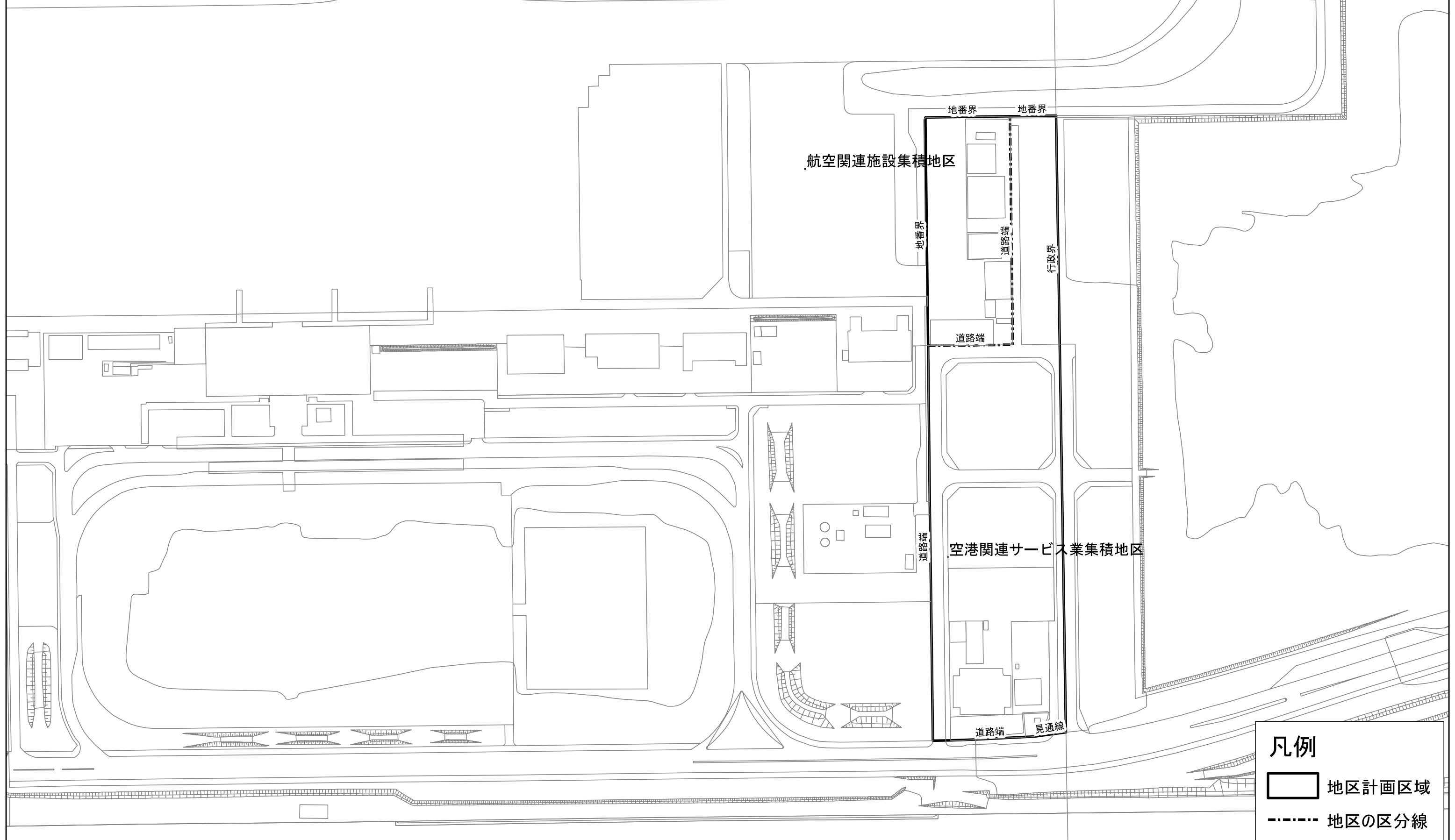
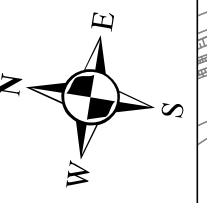


凡 例	
[Symbol]	都市計画区域
[Symbol]	特別地区
[Symbol]	第一種低層住居専用地域
[Symbol]	第二種低層住居専用地域
[Symbol]	第一種中高層住居専用地域
[Symbol]	第二種中高層住居専用地域
[Symbol]	第一種住居地域
[Symbol]	第二種住居地域
[Symbol]	準住居地域
[Symbol]	工業地域
[Symbol]	工業専用地域
[Symbol]	上級中学校区 (2)
[Symbol]	中級中学校区 (1)
[Symbol]	下級中学校区 (1)
[Symbol]	公園地区 (1)
[Symbol]	公園地区 (2)
[Symbol]	公園地区 (3)
[Symbol]	公園地区 (4)
[Symbol]	公園地区 (5)
[Symbol]	公園地区 (6)
[Symbol]	公園地区 (7)
[Symbol]	公園地区 (8)
[Symbol]	公園地区 (9)
[Symbol]	公園地区 (10)
[Symbol]	公園地区 (11)
[Symbol]	公園地区 (12)
[Symbol]	公園地区 (13)
[Symbol]	公園地区 (14)
[Symbol]	公園地区 (15)
[Symbol]	公園地区 (16)
[Symbol]	公園地区 (17)
[Symbol]	公園地区 (18)
[Symbol]	公園地区 (19)
[Symbol]	公園地区 (20)
[Symbol]	公園地区 (21)
[Symbol]	公園地区 (22)
[Symbol]	公園地区 (23)
[Symbol]	公園地区 (24)
[Symbol]	公園地区 (25)
[Symbol]	公園地区 (26)
[Symbol]	公園地区 (27)
[Symbol]	公園地区 (28)
[Symbol]	公園地区 (29)
[Symbol]	公園地区 (30)
[Symbol]	公園地区 (31)
[Symbol]	公園地区 (32)
[Symbol]	公園地区 (33)
[Symbol]	公園地区 (34)
[Symbol]	公園地区 (35)
[Symbol]	公園地区 (36)
[Symbol]	公園地区 (37)
[Symbol]	公園地区 (38)
[Symbol]	公園地区 (39)
[Symbol]	公園地区 (40)
[Symbol]	公園地区 (41)
[Symbol]	公園地区 (42)
[Symbol]	公園地区 (43)
[Symbol]	公園地区 (44)
[Symbol]	公園地区 (45)
[Symbol]	公園地区 (46)
[Symbol]	公園地区 (47)
[Symbol]	公園地区 (48)
[Symbol]	公園地区 (49)
[Symbol]	公園地区 (50)
[Symbol]	公園地区 (51)
[Symbol]	公園地区 (52)
[Symbol]	公園地区 (53)
[Symbol]	公園地区 (54)
[Symbol]	公園地区 (55)
[Symbol]	公園地区 (56)
[Symbol]	公園地区 (57)
[Symbol]	公園地区 (58)
[Symbol]	公園地区 (59)
[Symbol]	公園地区 (60)
[Symbol]	公園地区 (61)
[Symbol]	公園地区 (62)
[Symbol]	公園地区 (63)
[Symbol]	公園地区 (64)
[Symbol]	公園地区 (65)
[Symbol]	公園地区 (66)
[Symbol]	公園地区 (67)
[Symbol]	公園地区 (68)
[Symbol]	公園地区 (69)
[Symbol]	公園地区 (70)
[Symbol]	公園地区 (71)
[Symbol]	公園地区 (72)
[Symbol]	公園地区 (73)
[Symbol]	公園地区 (74)
[Symbol]	公園地区 (75)
[Symbol]	公園地区 (76)
[Symbol]	公園地区 (77)
[Symbol]	公園地区 (78)
[Symbol]	公園地区 (79)
[Symbol]	公園地区 (80)
[Symbol]	公園地区 (81)
[Symbol]	公園地区 (82)
[Symbol]	公園地区 (83)
[Symbol]	公園地区 (84)
[Symbol]	公園地区 (85)
[Symbol]	公園地区 (86)
[Symbol]	公園地区 (87)
[Symbol]	公園地区 (88)
[Symbol]	公園地区 (89)
[Symbol]	公園地区 (90)
[Symbol]	公園地区 (91)
[Symbol]	公園地区 (92)
[Symbol]	公園地区 (93)
[Symbol]	公園地区 (94)
[Symbol]	公園地区 (95)
[Symbol]	公園地区 (96)
[Symbol]	公園地区 (97)
[Symbol]	公園地区 (98)
[Symbol]	公園地区 (99)
[Symbol]	公園地区 (100)

北九州都市計画 空港北町地区地区計画の変更（北九州市決定）

計画図

S = 1 : 2, 500



**凡例**

- 地区計画区域
- 地区の区分線

北九州市 ← 右 → 苅田町

236-2